

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表に次のように加える。

81	熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会	子どもの自殺について、当該事案の経緯を調査するとともに、再発防止策を検討する。
----	------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。